



請願の趣旨

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生のすべて、甚だしい場合には死刑によって生命を奪われています。この冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済されなければなりません。しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済には気の遠くなるような年月がかかるという実態があります。

湖東記念病院人工呼吸器事件の西山美香さんは、逮捕から再審無罪を勝ち取るまでに17年かかりました。日野町事件の阪原弘さんは、再審開始決定までに36年を要しましたが、検察が最高裁に不服申し立てをしたため再審はまだ始まっていません。袴田事件の袴田さんに至っては、再審開始決定を勝ち取り、再審公判が開かれるまでに58年を要しています。我が国において、再審は「開かずの扉」といわれ、当事者や家族には想像を絶する困難を伴うため、これを諦める方もいます。

現在、再審制度は、刑事訴訟法にその規定がありますが、条文はわずか 19 条しかなく、裁判所の裁量に委ねられている点が多いことから、その公平公正さが、制度的に担保されているとは言えません。

再審請求手続きにおける証拠開示については、明文の規定が存在せず、証拠開示に向けた裁判所の判断にも大きな差が生じています。また、ほとんどの再審事件で無罪を勝ち取った要因が、検察が隠し持っていた新証拠であるという事実は、そもそもあらゆる証拠が事前に開示されることこそ、冤罪を防止する最も効果的な方法であることを証明しています。再審請求手続きにおいても、通常審において必要とされているのと同様、全面的な証拠開示の制度化を早急に実現しなければなりません。

また、多大な時間と労力を要して再審開始を得たとしても、これに対する検察官の不服申し立てによって、さらに審理が長期化し、ときには再審開始決定が取り消され、振り出しに戻るという事態も繰り返されてきました。数十年に及ぶ闘いの中、元被告が亡くなる場合や、相当に高齢になるなど、冤罪被害者の救済を長引かせ、人生を奪い続けることは、非人道的であり許されることではありません。

現行刑事訴訟法が施行されて 70 余年を経た今もなお、再審規定は何ら改正されることなく現在に至っています。そもそも、再審は、冤罪被害者救済のための「最終手段」であり、無実を訴える人の人権保障のためにのみ存在するはずの制度です。冤罪当事者の苦しみの声に耳を傾け、憲法の理念に沿って、再審規定の在り方を全面的に見直すことが必要です。つきましては、貴議会において、罪のない人を誤った裁判から迅速に救済するために、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める意見書を採択されるようお願いいたします。

< 請願事項 >

- 1、 再審における検察手持証拠の全面的な開示を制度化すること。
- 2、 再審開始決定に対する検察官による不服申し立てを禁止すること。
- 3、 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の整備を図ること。

無実の人びとを救おう

全国いっせい宣伝行動 2023 秋

「57年間 たたかってきて
本当に嬉しい」

袴田事件で再審開始

再審開始に喜ぶ袴田巖さんの姉・秀子さん
(2023年3月13日 東京高裁前)

写真＝松田由美さん

真の自由まで、あと一歩

袴田事件やり直し裁判始まる

袴田巖さんは死刑囚。1967年に発生した殺人・放火事件の犯人とされ、4人を殺したとして死刑判決を受け収監されました。ところが、袴田さんの犯行を示した証拠は、警察が捏造したものだとなり、2014年に裁判のやり直しが決まり釈放。48年ぶりに社会へ戻ってきました。

ことし10月、静岡地裁で再審裁判が始まります。半世紀かかった苦難の道に、ゴールの光が差ししてきました。しかし検察は有罪を主張し、87歳になった袴田さんの再収監を求めています。残されたわずかな時間さえ奪おうというのでしょうか。

袴田さんが裁判の呪縛から解かれ、日常を取り戻すには、揺るぎない無罪判決が必要です。そのために、世論の力が必要です。真の自由まで、あともう一歩。力を貸してください。



袴田巖さん

運動の力で、無実の人に無罪判決を

当事者、弁護団、支援者と協力し、冤罪裁判の支援運動を進めてきました



栃木・足利事件
菅家利和さん

無期懲役⇒ **再審無罪**
2010年



大阪・東住吉冤罪事件
青木恵子さん 朴龍皓さん

無期懲役⇒ **再審無罪**
2016年



熊本・松橋事件
宮田浩喜さん

懲役13年⇒ **再審無罪**
2019年



滋賀・湖東記念病院事件
西山美香さん

懲役12年⇒ **再審無罪**
2020年



滋賀・日野町事件
阪原弘さん

大津地裁
再審開始

大阪高裁
再審開始

最高裁
審理中

2023年9月現在



茨城・布川事件
桜井昌司さん 杉山卓男さん

無期懲役⇒ **再審無罪**
2011年



東京・東電OL殺人事件
ゴピンダ・マイナリさん

無期懲役⇒ **再審無罪**
2012年

1984年に起きた強盗殺人事件。阪原弘さんの死後、遺族の再審請求審で、警察の捜査報告書の捏造が判明し再審決定。現在最高裁。



署名

簡単に効果的な
「法廷外の傍聴人」



傍聴

公正な裁判を
しっかり見届けます



SNS

事件の真実を
大きく広げる



宣伝

声とピラで訴え、
理解と共感広げる



現地
調査

事件現場に行き
目と足で検証

市民にできる「支援運動」 アイデアを力に変えよう



要請

良心の発揮を
裁判官に促す



手紙

獄中の冤罪当事者
を激励しよう



学習

裁判資料を学び
真実をつかもう



募金

持続的な運動を
支えるエネルギー

そのほか
再現実験
集会、講演会
など活動はさまざま

立法で誤判救済

再審法の改正を

再審を規定する法律は、刑事訴訟法にたった19カ条しかないの、裁判官によって審理の方法や証拠の取扱いが著しく異なる「再審格差」、再審開始決定への検察の不服申立による「再審妨害」が横行しています。誤判救済のために、私たちは法改正による改革を求めています。



再審のため 全証拠を開示

検察が隠す無実の証拠を開示させたことが、多くの事件で再審開始の決め手になりました。証拠開示の義務付けが必要です。



検察による 不服申立禁止

再審開始決定に検察官が不服を申し立てることで、救済が遅れたり取り消されてしまい、誤判救済が機能していません。



公正な再審 手続き整備を

再審請求の審理にルールがなく、形式的な手続きで棄却する例が横行。実質的な審理を担保する手続き整備が必要です。

私たちは全国各地で冤罪に苦しむ人の裁判支援運動をおこなっています。ご関心がある方は、最寄りの国民救援会までどうぞ。

<https://kyuenkai.org/>



SCAN ME

支援している冤罪事件

●秋田・大仙市事件 ●山形・明倫中裁判 ●宮城・仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件 ●栃木・今市事件 ●東京・三鷹事件 ●東京・乳腺外科医師冤罪事件 ●東京・痴漢えん罪西武池袋線小林事件 ●東京・小石川事件 ●長野・冤罪あずさ35号窃盗冤罪事件 ●福井・福井女子中学生殺人事件 ●静岡・袴田事件 ●静岡・天竜林業高校成績改ざん事件 ●愛知・豊川幼児殺人事件 ●三重・名張毒ぶどう酒事件 ●三重・鈴鹿殺人事件 ●滋賀・日野町事件 ●京都・タイムスイッチ事件 ●京都・長生園不明金事件 ●兵庫・えん罪・姫路花田郵便局事件 ●兵庫・えん罪神戸質店事件 ●岡山・山陽本線痴漢冤罪事件 ●高知・高知白バイ事件 ●福岡・飯塚事件 ●熊本・菊池事件 ●鹿児島・大崎事件 ●米・ムミア事件

日本国民救援会

1928年創立の人権NGO。戦前、侵略戦争に反対し投獄された人の救援活動をおこない、戦後は冤罪事件や市民の権利を守る裁判の支援運動をしている。

再審・えん罪事件全国連絡会

1973年、冤罪で苦しむ人々を救うことを目的として、作家松本清張氏、佐野洋氏などの呼びかけで結成された。事務局を日本国民救援会内におく。

秋の全国いっせい宣伝行動

冤罪事件の再審の要件を広げ誤判救済に道を開いた1975年の白鳥最高裁決定にちなみ、毎年5月20日と秋を中心に、国民救援会とさまざまな冤罪事件の支援団体が共同で、全国いっせいに宣伝行動にとりくんでいます。

日本国民救援会滋賀県本部

〒520-0051

大津市梅林1丁目3-30 滋賀県労連内

TEL: 077-521-2129 / FAX: 077-521-2534

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5階
TEL 03-5842-5842 FAX 03-5842-5840 日本国民救援会